

請願第 2 号

「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書提出に関する請願

- 1 受理年月日 平成26年11月11日
- 2 請願者 立川市羽衣町3-8-6
立川市聴覚障害者協会
下防 健太郎（会長）
- 3 紹介議員 中山ひと美、福島 正美、中町 聡、梅田 春生、
谷山きょう子、大沢 豊

4 請願の要旨

手話が音声言語と対等な言語（日本語）であることを広く国民に広め、あらゆる場面での手話による情報の提供・獲得が行われ、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べるようにするとともに、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定することを求める意見書を立川市議会として提出していただくことを求めます。

5 請願の理由

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、身体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語です。手話を使う聴覚障害者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記され、政府は本年1月20日に障害者権利条約を批准しました。

2011（平成23）年8月に改正された「障害者基本法」では、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することの出来る環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要だと考えます。

すでに、自治体として、都道府県42、区9、市627、町527、村83、区市町村計1246（2014年10月14日現在、全日本ろうあ連盟報告数）が手話言語法制定を求める意見書を採択しています。

立川市議会としても、早急に「手話言語法制定を求める意見書の提出」を採択していただきたくお願いいたします。